
令和元年度自転車事故防止

緊急対策教室業務

<業務仕様書>

令和元年（2019年）8月

札幌市西区市民部八軒まちづくりセンター

1 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、札幌市西区市民部八軒まちづくりセンターが実施する「令和元年度自転車事故防止緊急対策教室業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。
- (2) この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

2 業務の準備

受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

3 業務計画書

受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。

4 打合せ等

業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

5 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

6 機密の保持等

- (1) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- (2) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

7 その他映像等の取扱い

本業務の撮影映像等は委託者が交通安全教育に用いるため、使用することがある。その場合、委託者は目的が交通安全教育である場合は無償で使用することが出来る。

8 環境負荷の低減

委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

9 完了届

業務完了後、迅速に完了届を提出すること。

2 業務の概要

自転車は手軽で利便性が高い乗り物であり、幅広い年齢層に利用されているが、「車両」であるにもかかわらず、自転車利用者による無謀・悪質危険な運転が問題化していることから、自転車事故を未然に防止し、安全で安心な地域社会の実現を目指す緊急対策として本業務を実施する。

自転車は被害者にも加害者にもなりうる「車両」であると認識してもらうことで、特に、子どもと高齢者を中心に交通事故は他人事ではないという自覚を持ってもらうとともに、子どもの保護者にも運転者側での危機感も併せて持ってもらう機会とするため、スタントマンによる交通事故再現（スケアード・ストレートによる自転車交通安全教室）を行う。

1 実施場所

農試公園（札幌市西区八軒5条西6丁目95-21）

2 実施日時

令和元年9月14日（土）10時30分～11時30分

3 業務内容

(1) 対象者

八軒及び八軒中央地区在住の小中学生とその保護者、地域住民

(2) 準備

ア 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、本業務を実施するにあたって使用する自転車は札幌市で用意（上限10台。足りない場合は要相談）し、業務開始前に札幌市の指定する保管場所へ指定日時に受託者が引き取りに来ること。引き取った自転車は受託者が倉庫等を用意し、業務終了まで責任をもって管理すること。

イ 会場までの交通費・運送費等

実施会場までの交通費は受託者が負担すること。

ウ 保険について

業務期間を通じて、1事故1億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。また、受託者は、契約締結後に加入したことを証明する書類の写しを実施日の前日までに提出すること。

(3) 交通事故再現の内容

【晴天時内容】農試公園多目的広場グラウンドで実施

① 進行役あいさつ

② 交通事故再現スタント

ア 時速40km/hでの衝突による衝撃

イ 自転車の交通ルール違反

ウ 歩行者用道路での事故（自転車×歩行者）

- エ 見通しの悪い交差点での事故（自動車×自転車）
- オ 横断歩道での事故（自転車×歩行者）
- カ 自転車のルール違反重複による事故（自転車×歩行者×自動車）
- キ 大型車による左折巻き込み事故（トラック×自転車）
- ク 大型車による死角事故（トラック×歩行者）
- ケ 無灯火による夜間衝突事故（自転車×自転車）

- ③ 交通事故概況説明
- ④ 児童生徒代表による自転車安全利用宣言

【雨天時内容】農試公園ツインキャップ屋内広場アリーナで実施

交通事故再現スタントのうち、イ、ウ、エ、オ、カ、ケの内容を変更して実施。

※ 実施の打ち合わせを行う中で、教室の内容が一部変更する場合もあることを承知すること。

- (4) スケアード・ストレート教室終了後の自転車保管について

業務終了後、本市で用意した自転車については、委託者が処分費用を負担する。委託者が自転車を処分するまでの間、受託者は責任を持って管理すること。

3 業務期間

契約締結日から、令和元年9月14日（土）までとする。

4 特記事項

本業務の実施に際しては、特殊な業務（スタント）であることも鑑みて安全対策を万全にし、必ず安全管理責任者を置くこと。

5 担当

札幌市西区市民部八軒まちづくりセンター 長谷川
(札幌市西区八軒1条西1丁目7-1 TEL011-611-2221)